

人権週間（12月4日～10日） ～「誰か」のことじゃない～

国際連合は、1948年（昭和23年）に世界人権宣言を採択し、1950年（昭和25年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、毎年「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の更なる普及高揚に向けた様々な人権啓発活動がおこなわれています。

いじめや虐待、性被害等の子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別（同和問題）といった多様な人権問題が依然として存在しています。これらの問題解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。

この機会に人権啓発講演会などに参加して、改めて人権について考えてみませんか？

※鳥取市 HP/法務省 HP 一部抜粋

今月の一言

ドゥー ワット ユー フィール イン ユア ハート トゥー ビー ライト フォー
Do what you feel in your heart to be right - for
ユー ル ビー クリティサイズ エニウエイ
you' ll be criticized anyway

（あなたの心が正しいと思うことをしなさい。どっちにしたって批判されるのだから）
エレノア・ローズヴェルト

事業・行事の様子

ふれあい健康教室

11月のふれあい健康教室はかみんぐさじさんを講師に、和紙を使った物づくりをしました。今回は帽子型のマグネットを作りました。同じ材料でも配色や小物の付ける位置によって、それぞれ個性的な作品に仕上がりました。

ふれあい健康教室は、毎月第2火曜日に開催しています。



スイーツ教室

11月は焼きそばパンとクリームパンの2種類のパンを作りました。

パンを成型する時、生地が戻ってきてしまい上手く出来ませんでした。自分で作ったパンはとてもおいしかったです。

次回は1月に開催します。

みなさんの参加をお待ちしています。



おいしかったよ☆



12月カウンセラー・弁護士相談

相談無料・秘密厳守

◇カウンセラー相談

日時 10日、24日(火)
15:00~17:00
定員 2名(先着順1名60分)

◇弁護士相談

日時 19日(木) 18:30~20:30
定員 3名(先着順1名30分)
※カウンセラー・弁護士相談は予約が必要です

申し込み先 中央人権福祉センター 鳥取市幸町151人権交流プラザ(電話:0857-24-8241)



12月

行事予定



事業名	日程	時間	場所
ふれあい健康教室	12月10日(火)	10時~11時30分	佐治人権福祉センター
希来里食堂	12月15日(日)	10時~14時	
フラワーアレンジメント	12月21日(土)	10時~11時30分	
ソーイング教室	毎週木曜日	10時~15時	